

第361回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年2月24日(木)13:00～13:22

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから、第361回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局より御説明をお願いします。

○靄田総務課長　第1部につきましては公開案件になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきますようよろしくお願いします。

○横山委員長　ありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、靄田総務課長から御説明をお願いします。

○靄田総務課長　資料3を御覧ください。ポイントを御説明させていただきます。

4行目でございます。2月18日及び21日付で経済産業大臣宛てに、通常の約款により難しい特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がありま

して、大臣から意見の求めがございました。申請者は記載のとおりでございます。

44行目から、申請の概要を記載してございます。

次のページの72行目から、電気についての詳細でございます。

81行目に、前回からの違いを記載してございます。前回認可等したもののからの変更点は、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち昨年11月から本年2月の検針分について、それぞれさらに1か月延長するものでございます。ただし、既に5か月延長している一昨年3月から昨年10月の検針分につきましては、それ以上の延長はしないというものです。さらに新しく本年3月検針分につきましても、支払期限を1か月延長するというのが前回の認可等したもののからの変更点でございます。

92行目から、ガスについてでございます。

101行目から、前回認可等したもののからの変更点でございます。これにつきましては昨年11月から本年2月の検針分について、それぞれさらに1か月延長するものでございます。ただし、一昨年2月から昨年10月までの分について、5か月延長しているところは延長しないというものです。それから本年3月検針分につきましては、支払期限を1か月延長するという内容でございます。

121行目、経済産業大臣への回答でございますが、本申請の供給条件につきましては電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと事務局としては考えてございます。

これを踏まえまして資料3—2のとおり、委員会として本申請を認可等することに異存がない旨を、回答することといたしたいと考えてございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長     ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することと

いたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官 取引監視課の伊藤でございます。

資料4を御覧ください。「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」でございます。

5行目、趣旨を御覧ください。みなし小売電気事業者9社の電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2022年2月16日に開催された料金制度専門会合において事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただくものでございます。

11行目以下、主なポイントでございます。

13行目を御覧ください。1. 料金制度専門会合における事後評価の確認結果についてでございます。対象事業者9社の事後評価につきまして、料金制度専門会合において確認いただいた結果につきましては、資料4-1のとおりでございます。

スライド6を御覧ください。事務局にて行った評価でございます。

評価の結果につきましては、また飛んでいただきましてスライド17を御覧ください。2. 総評でございます。リードの中を御覧ください。評価の結果でございますが、1つ目のポツ、審査基準のステップ1では個社の直近3か年度平均の利益率が10社10か年度平均の利益率を上回る会社は、北海道電力、東北電力、東京電力E P、中部電力ミライズ、関西電力、中国電力及び沖縄電力の7社であった。

2つ目のポツを御覧ください。ただし、審査基準のステップ2の基準に照らすと、7社全てにおいて2020年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字とはなっていなかった。

3ポツ目、上記より原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

これを踏まえまして、結論の欄を御覧ください。以上を踏まえ、今回事後評価の対象となったみなし小売電気事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

なお、上記の結論は、関西電力で現在確認されている超過契約額（他社は該当なし）も

反映して評価した結果である。

このことにつきまして料金制度専門会合においては、この内容について取りまとめたいただきました。

その上でスライド20、最後を御覧ください。料金制度専門会合における取りまとめを踏まえまして、別添4―2に基づきまして値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、経済産業大臣へ回答を行いたいと考えてございます。

また、今年度の事後評価から超過契約額の有無などを確認することとしたため、回答文になお書きを追記してございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から御説明のありましたとおり委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価等について」に関しまして、内田NW事業制度企画室長から御説明をお願いいたします。

○内田NW事業制度企画室長     NW室長・内田でございます。

議題の3につきまして御説明させていただきます。お手元、資料5を御覧ください。

前回、2月8日の委員会で、一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価等の進め方を決めていただいたところでございます。

1ページ、枠の中でございますけれども、本日は2月16日の料金制度専門会合で法令に基づく事後評価に関しまして事務局にて行った評価を確認していただいたため、その結果の報告と経済産業大臣への回答について御審議いただくものでございます。

また、当委員会、料金制度専門会合における評価結果の取りまとめが行われたため、その内容についても御報告させていただきます。

資料5―1を御覧ください。3ページ目でございます。ストック管理のところござい

ますけれども、当期超過利潤累積額につきましては赤点線の枠内のとおり、値下げ命令の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はおりませんでした。

次のページに参ります。4ページでございます。フロー管理でございます。想定単価と実績単価の乖離率につきましても一定の水準を超過した事業者がいるかどうかを確認したものとしますが、赤点線の枠内のとおり値下げ命令の発動基準となるマイナス5%を超過した事業者はおりませんでした。

次のページでございます。東京電力パワーグリッドにおきましては、廃炉等負担金の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないよう厳格な値下げ命令の発動基準が適用されております。2020年度の収支状況につきまして、この厳格な基準に照らして確認をした結果、当該基準には達していないということでございます。

続きまして、冒頭資料5の2.のところでございます。

こちらにつきましては資料5-2を御覧ください。経済産業大臣から本委員会宛てに意見の求めが出ているところ、料金制度専門会合での確認結果を踏まえまして、託送供給等約款の変更命令申請を命ずることが必要とは認められなかったという旨、経済産業大臣に回答させていただければと思います。

資料5-2の説明につきましては以上でございます。

続きまして、冒頭資料5の3.でございます。

資料5-3を御覧ください。2月16日に行われました料金制度専門会合では法令に基づく事後評価に加え、各社の2020年度託送収支分析結果を事務局より報告いたしました。また、事業者からも収支状況の報告や2023年度から始まるレベニューキャップ制度導入を見据えた取組内容につきましてヒアリングを実施し、議論をさせていただきました。当該議論結果を踏まえまして取りまとめた内容について、ポイントを絞って御報告させていただきます。

2ページでございます。②のところを御覧ください。収支の全体的な傾向といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等による電力需要減少によりまして収入が減少または横ばいとなる中で、総じて人件費、委託費が維持・増加し、設備関連費が減少しております。この結果、2020年度の託送収支におきましては、東京、中国を除く8社で当期超過利潤がマイナスとなりました。

③でございます。人件費、委託費につきまして賞与水準の引上げによる給与手当や、システム改修に伴う委託費等の増加が見られました。設備関連費につきましては、競争的発

注方法の拡大や工事効率の向上等による修繕費や減価償却費の減少が見られました。人件費、委託費等につきましては、こうした上昇要因を踏まえると大幅な引下げが難しいと考えられますが、そうした状況におきましても引き続き効率化を追求していくべきと記載しております。

④でございます。設備関連費につきましても各社におきましてはコスト削減に取り組むつつも、費用削減のみを目的として必要となる設備投資を繰り延べられるようなことがあってはならないとの指摘がありました。その要因につきまして、今後レベニューキャップ制度の審査に向けて実態の深掘りを進めていく必要があると記載させていただいております。

3 ページ以降でございます。今回の事後評価ではレベニューキャップ制度の導入を見据えまして、その運用制度の参考とする観点から8つのヒアリング項目を設定し、6社からヒアリングを実施。本日は料金制度専門会合において委員からの意見があった項目等について、御紹介をさせていただきます。

4 ページでございます。ヒアリング結果の記載部分を御覧ください。各事業者が従来から意見交換やアンケート等の手法によってステークホルダーとの協議を行い、業務運営の改善を行っていることや、レベニューキャップ制度の目標設定においてもステークホルダーから意見を募集し、今後具体的に反映を検討していくことが示されました。ステークホルダーとの協議につきましては引き続き幅広く意見収集を行うとともに必要となる業務改善を実施した上で、その結果を公表するプロセスを繰り返し行い、各事業者が顧客満足度の向上や、今後取り組んでいく投資等に対する需要家の理解の醸成に努めていくことが必要です。

また、社会全体の便益に資する投資を通じましてステークホルダーに対する価値向上を実現していく観点も踏まえ、系統利用者に限らず地域社会との対話等、幅広くコミュニケーションを行って多様なニーズを把握することを通じまして、ステークホルダーとの協議を進めていくことが期待されております。

次のページ5、ページ6でございます。④の部分でございます。ヒアリング結果を御覧ください。各事業者におきまして、再エネ大量導入やレジリエンス強化を見据えた次世代ネットワークの構築に向けた取組の実施を予定していることが示されました。

レベニューキャップ制度におきましては、これらの取組に要する費用を収入上限に算入するに当たっては、取組の妥当性につきまして費用対効果等の定量的、定性的な観点から

詳細な説明を求めた上で、適切な審査、査定を行っていく必要があります。

また、次世代投資の推進に当たりましては、一般送配電事業者10社の協働による研究開発の工夫や、取組の集約化を通じたコスト効率化を進めていくことも期待されます。

次でございます。6ページ、ヒアリング結果を御覧ください。資源エネルギー庁の審議会におきまして、発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方について、2022年中を目途に結論を得ると整理がなされております。これを受けまして事業者からは、送配電費用に係る回収の在り方が不透明な中で収入上限の申請に向けた対応の判断が困難な状況であり、早急に議論を行いまして方向性を明確にしてほしいとの強い要望が寄せられました。

一般送配電事業者の投資判断のみならず、託送料金水準の予見性確保の観点からも極めて重要な論点であり、早急かつ納得性のある結論が求められております。

次でございます。ページ8の一番下からページ9でございます。レベニューキャップ制度の第2規制期間に向けて検討を深めるべき事項として整備された停電時間やOPEX査定、CAPEX査定におけるデータ採録等につきまして送配電網協議会から現状の取組や課題、今後の検討方針について報告がありました。送配電網協議会と各一般送配電事業者10社が連携して検討を深めるとともに、その検討結果につきまして国とも議論を行って、適切に第2規制期間におけるレベニューキャップ制度に反映していくことが重要です。

また、これらの取組に当たってはレベニューキャップ制度に必要となるデータ採録のみにとどまることなく、例えば停電時間であれば設備故障リスクとコストの最適化の議論に資するデータ採録の観点も踏まえて検討を進めていくことなどが必要であると整理されました。

最後に、おわりにの部分でございます。今回の事後評価の結果を踏まえまして、一般送配電事業者には将来に向けた投資をしっかりと確保すると同時に、さらなるコスト削減を促進することを求め、エネ庁と本委員会には一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再生可能エネルギー主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、レベニューキャップ制度を運用していくべきと記載させていただいております。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして委員の皆さんから御質問、御意

見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から御説明ありましたとおり委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の4「ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価の取りまとめについて(報告)」に関し、田中NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　それでは、資料6を御覧いただけますでしょうか。NW事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

資料6でございますけれども、こちらはガス導管事業者の2020年度の託送収支の事後評価につきまして、料金制度専門会合におきまして評価結果の取りまとめが行われたため、その内容を御報告するというものでございます。

9行目、10行目以下にございますとおり、まず法令に基づく事後評価ということで、ストック管理、フロー管理に基づく事後評価の結果ということでございます。こちらは11月にも経済産業大臣のほうに既に意見回答しているものでございます。あと(2)として、変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析ということでございます。

経緯・開催実績につきましては、18行目以下のとおりということになってございます。

次のページが取りまとめということでございます。背景については割愛させていただきますけれども、20行目以下ということで、ガス導管事業者の2020年度の託送収支の法令に基づく事後評価の結果ということでございまして、これらの事業者が該当していることになってございます。11月の意見回答のときにも御報告をしておりますが、このような結果となったということでございます。

39行目以下が、こちらは変更命令発動基準に該当した事業者が実際に料金値下げを行ってきた届出内容の確認をした結果で、2社が該当していたということでございますが、それについて確認をした結果、需要量、費用の想定はおおむね妥当と考えられると評価をしたということでございます。

その後は、開催実績その他ということになってございます。

こちらにつきまして、以上、御報告ということでございます。よろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、本件は報告事項ですので、事務局から御説明のあったとおり進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。――ありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

――了――